

福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針に関する補足について

平成29年1月26日
福島県避難地域復興局

事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針については、平成28年5月30日付け28避第210号で通知しているところですが、事業の執行にあたり、補足すべき内容を取りまとめましたのでお知らせいたします。

1 プレミアム付事業再開・帰還促進券（以下、「プレミアム券」という。）の利用に係る本人確認、本人以外の使用等について

Q3-25において本人確認の方法について定めており、券の使用については、原則、本人のみの使用となるが、次のような仕組みにより、本人確認や代理使用を柔軟に行うことができると思われるため、参考にされたい。（平成28年8月10日付け補足通知3，4も参照のこと。）

例. プレミアム券購入者一人一人に対して、「購入者（代理者）証明書（仮称）」を配布する仕組み

<プレミアム券の想定>

- ・一人あたりの購入限度額：60,000円（プレミアム分を含む額面90,000円）
- ・発行券種：1,000円
- ・冊子方式：1冊15,000円（1,000円×15枚）分を10,000円で販売。（一人6冊まで）

<流れ>

- ①プレミアム券購入希望者が普通はがきに必要事項（氏名、住所、購入希望冊数等）を記入し、申し込みをする。
- ②購入希望者一人一人に対して、「購入者（代理者）証明書（仮称）」を送付する。
（次項のプレミアム券購入者（代理者）証明書のイメージを参照）
- ③プレミアム券購入の際に、窓口において「購入者（代理者）証明書（仮称）」を提示し、購入する。
- ④冊子の表紙に購入者本人の氏名を記載する。
- ⑤プレミアム券を使用する場合は、冊子に記載の氏名と同一の「購入者（代理者）証明書（仮称）」を提示し、本人確認を受ける。本人不在でも、冊子に記載の氏名と同一の「購入者（代理者）証明書（仮称）」を提示すれば、代理での使用は可能。

<プレミアム券購入者（代理者）証明書のイメージ>

申し込みのあった購入希望者に対して、次のような形で郵送し、プレミアム券購入の際に持参する。

〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇町〇〇〇〇番地〇〇	
〇〇 〇〇 様	
購入者番号 〇〇〇〇〇	
購入可能冊数	購入済数
6冊	日付 冊

〇〇町事業再開・帰還促進
プレミアム商品券購入者（代理者）証明書

氏名 〇〇 〇〇
住所 〇〇町〇〇〇〇番地〇〇
有効期限 平成〇〇年〇月〇〇日
購入者番号 〇〇〇〇〇
福島県〇〇町長
〇〇 〇〇 公印

- ・プレミアム券の購入時は、この台紙ごと窓口でお渡しください。購入後、証明書のみお渡しします。
- ・プレミアム券の使用にあたっては、証明書裏面の注意事項に留意願います。

<注意事項>

1. プレミアム商品券を利用するときは、商品券記載の氏名本人（代理人）であることの確認のため、必ず本証明書を提示してください。
2. 表面に記載の有効期限を過ぎましたら、本証明書をご自分（ご家族）で処分願います。
3. 本証明書はプレミアム商品券事業でのみ利用可能です。その他の目的ではご利用いただけません。
4. 本証明書を他人に譲るなど、不正に利用した場合は処罰を受ける場合があります。

〇〇町役場 〇〇課 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

